

国東市中小企業・小規模事業者エネルギー高騰対策助成金 Q & A

Q1 どのような事業者が対象となりますか？

A1 **市税を完納**している法人又は個人で、次の①～⑤すべてに該当する方が対象です。

- ① **令和6年11月30日**までに市内で創業している事業者
- ② 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者、又は同条第5項に規定する小規模企業者（※ただし、主として農林水産業を行う事業者は除く）
- ③ **令和7年7月から12月までの**期間で、市内において自らの事業活動に使用した**エネルギー料金（電気・ガス・事業用燃料）の税込支払合計額が19万8千円以上**ある事業者
- ④ 市内で継続的に経営し、引き続き事業を継続する意思があること。
- ⑤ 反社会的勢力、またはそれらと密接な関係者が関わっていないもの

【中小企業基本法に規定する中小企業・小規模企業者とは】

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	
製造業、建設業、運輸業 その他(下記を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下 50人以下	5人以下
サービス業	5千万円以下		
小売業			

【本助成金の対象となる中小企業者】

【**中小企業者に該当する**】

- ・会社法上の会社等
(株式会社、合同会社等)
- ・個人事業主
- ・士業法人(税理士法に基づく税理士法人等)
- ・医者(個人開業医)

【**中小企業者に該当しない**】

- ・医療法人
- ・社会福祉法人
- ・特定非営利活動(NPO)法人
- ・一般社団、財団法人
- ・学校法人
- ・有限責任事業法人
- ・組合(中小企業等組合法に基づく組合等)

(中小企業庁ホームページ・FAQ「中小企業の定義について」より)

Q2 農家は対象になりますか？

A2 農業及び農業法人の方は対象外となります。

Q3 事業活動を証明する書類は、何を提出すれば良いですか？

A3 事業活動を証明する書類は、下記の書類をご提出ください。

【法人の場合：直近の法人税の確定申告①、②及び③が必要です。】

- ①確定申告書別表一の写し ②法人事業概況説明書の写し
- ③ 決算書（「表紙」、「貸借対照表」、「損益計算書」、「販売費・一般管理費内訳書」）

【青色申告した個人事業者の場合：令和7年分の確定申告①、②が必要です。】

- ① 確定申告書Bの写し ②所得税青色申告書決算書の写し

【白色申告した個人事業者の場合：令和7年分の確定申告①、②が必要です。】

- ① 確定申告書Bの写し ②収支内訳書の写し

【住民税申告した個人事業者の場合：令和8年度分の住民税申告①、②が必要です。】

- ① 住民税申告書の写し ②収支内訳書の写し

Q4 市内に複数の事業所がある場合、それぞれ申請することは可能ですか？

A4 市内全事業所分を合算して申請してください。

Q5 助成金の算定はどのような基準で決定しますか？

A5 助成金の算定月は、令和7年7月から12月までとし、算定月に使用した電気及びガス料金と購入した事業用燃料の合計で、助成金を算定します。

Q6 市外の事業所に係るエネルギー料金(電気・ガス・事業用燃料)は対象となりますか？

A6 市外の事業所に係る費用は対象となりません。

Q7 事業用燃料にガソリン代は含まれますか？

A7 ガソリン代は、助成金の算定経費に含まれます。ただし、自家用車兼業務利用車両で使用したガソリン料金は、3分の2を乗じて得た額となります。

Q8 事業用燃料とは、どのような費用ですか？

A9 市内において、令和 7 年 7 月から 12 月までに自らの事業活動に使用した事業用の重油・軽油・ガソリン・重油等を購入した費用となります。

Q9 自家用車兼業務利用車両は、対象となりますか？

A9 自家用車兼業務利用車両の燃料費は対象となります。ただし、事業用燃料に車両利用分を含める場合は、業務利用している車両の車検証を添付する必要があります。

Q10 支払金額を証明する領収書の写しは Web 版の領収書でも構いませんか？

A10 電気・ガス事業者が発行する電子データの Web 領収書を印刷したもので可能です。また、通帳の写しも可とします。ただし、領収書等で対象月が確認できない場合は、別途請求明細書等の添付が必要です。

Q11 領収書等を紛失してしまった場合、申請できますか？

A11 領収書等がない経費は補助対象となりません。紛失した場合は、ご利用の事業者にご依頼ください。また、Web 版の領収書や通帳の写しでも可とします。

Q12 クレジットカードで支払いしている場合は領収書の代わりに何を添付すれば良いですか？

A12 クレジットカードの利用明細(費用名又は支払先が記載されている)のほか、引き落としが確認できる通帳の該当部分の写し等を添付してください。

Q13 事業用と家庭用とで請求が分かれていない場合はどのように申請すれば良いですか？

A13 自宅兼事業所などの場合で、電気料・ガス料に家事費相当分が含まれる場合は、様式第 2 号の(B)住居兼事業所使用記入欄に 2/3 を乗じた額を記入して申請してください。

Q14 確定申告で経費として電気・ガス・燃料費の申告をしていない場合、対象になりますか？

A14 対象となりません。原則として、経費計上していることが必要です。

Q15 テナントを借りて営業しており、電気料金は電気会社ではなく、ビルオーナーへ支払いを行っている場合は対象になりますか？

A15 オーナーへ電気料金等の支払を行っている場合も対象になります。その場合は、オーナーからの領収書等の写しを添付してください。

Q16 電気・ガス料金及び事業用燃料費は税抜き、税込みどちらの金額を記載すれば良いですか？

A16 税込みの金額を記載してください。

Q17 確定申告書は直近のものではなく前の年度のものでも良いですか

A17 直近のものをご提出してください

Q18 振込先の口座名義が申請者名と違う場合、振り込まれますか？

A18 振込口座は、申請者本人名義のものでお願いいたします。

Q19 申請してから交付されるまでの期間はどのくらいですか？

A19 申請書の到着後、書類の不備がなければ、支払いまでに約1ヵ月程度を想定しています。なお交付決定となった方には交付決定通知書を、交付決定とならなかった方には不交付決定通知書を郵送で通知いたします。

Q20 申請が取り消されることはありますか？

A20 申請に虚偽があった場合には、交付決定を取り消し、補助金を返還していただくことになります。